

学校徴収金集金システム導入に係る情報提供依頼書

令和8（2026）年5月18日

みよし市教育委員会 学校教育課

1 目的

みよし市内小中学校では、現在、学校徴収金を特定の金融機関の口座から振替しているほか、保護者が直接業者に支払う学用品費等を現金で預かっています。また、放課後児童クラブに関する費用等、市が徴収する費用の一部は保護者が金融機関窓口で現金納付しており、以下の点の改善を図ることを目的として情報提供を求めるものです。

- （1）学校における現金徴収を減らし、教職員と児童生徒の現金取扱いリスクを低減させる。
- （2）学校徴収金の未納対応を電話での督促から、自動催告機能（メール・SMS・アプリ等）に切り替え、教職員の事務量を削減する。
- （3）学校徴収金や市が徴収する費用の支払方法の選択肢を拡大し、利便性を向上させる。

2 依頼内容

学校徴収金集金システムの導入に関して、以下の情報提供をお願いします。

- （1）提案書（製品カタログ・商品案内概要書等）
※様式・頁数は問いません。
- （2）機能要件一覧確認表
- （3）貴社における導入実績
- （4）学校徴収金集金システム導入費等概算内訳書（2通り）
 - ア 学校徴収金（教材費及び学年学級活動費等）のみ
 - イ 放課後児童クラブに関する費用及び地域クラブに関する費用含む
※学校徴収金のみしか対応が無い場合は、イは不要とします。

3 情報提供依頼の提出方法について

- （1）提出方法
上記2（1）から（4）に記載の資料について、下記（3）の提出先に電子メールで提出
- （2）受付期間
令和8（2026）年5月18日（月）午前9時から令和8（2026）年6月5日（金）午後5時まで（土曜、日曜、祝日除く。）
- （3）提出先
みよし市教育委員会 学校教育課
電子メール：gakko@city.aichi-miyoshi.lg.jp

4 配布資料

情報提供依頼実施に伴い、次の資料を配布します。

- （1）情報提供依頼書

- (2) 情報提供依頼回答書
- (3) 学校徴収金集金システム導入費等概算内訳書
- (4) 仕様書（案）
- (5) 機能要件一覧
- (6) 質問票

5 本件に関する質問

(1) 質問方法

質問がある場合は、質問票を用いて下記9の問い合わせ先に電子メールで送付してください。

(2) 質問期日

令和8（2026）年5月18日（月）午前9時から令和8（2026）年5月25日（月）午後5時まで

(3) 回答方法

各事業者からいただいた質問事項とその回答については、質問をいただいた全ての事業者のご担当者様宛にメールでお送りするとともに、ホームページへ掲載します。

なお、来庁又はお電話による質問に対してはお答えできかねますので、ご了承ください。

6 提案書に対するプレゼンテーションについて

提出していただいた提案書につきましては、本市職員にて点検させていただき、その内容について問い合わせをさせていただく場合がございますので、ご協力の程よろしく申し上げます。その場合は、令和8（2026）年6月12日（金）正午までにご連絡いたします。

7 想定スケジュール

令和8（2026）年10月頃	プロポーザル
11月頃	契約
令和9（2027）年1月頃	保護者説明会
4月	運用開始

8 留意事項

- (1) 今回の情報提供依頼に際し、今後の調達等において特に優遇または不利な取り扱いが行われることはありません。
- (2) 今回の依頼に関して発生する費用は、情報提供者にて負担してください。
- (3) 別添の仕様書（案）については、今回の情報を参考に変更する場合があります。

9 問い合わせ先

みよし市教育委員会 学校教育課 担当 中田・好田
〒470-0295 みよし市三好町小坂50番地
電話：0561-32-8026
電子メール：gakko@city.aichi-miyoshi.lg.jp